

○厚生労働省告示第百九十六号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。ただし、綿実及びその他のスパイスに残留するアシベンゾラルS－メチルの量の限度、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも、こんにゃくいも、その他のいも類、てんさい、さとうきび、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィア、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちゃ、しろり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、なつみかんの果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハuckleベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶、コーヒード、カカオ豆、ホップ、その他のスパイス及びその他のハーブに残留するジクロプロトリンの量の限度、てんさい、りんご、日本なし、西洋なし、もも及びバナナに残留するジクロプロトリンの量の限度、その他の家きんの筋肉、その他の家きんの脂肪、その他の家きんの肝臓、その他の家きんの腎臓及びその他の家きんの食用部分に残留するノルフロキサシンの量の限度、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分、鶏の卵、その他の家きんの卵、魚介類（さけ目魚類に限る）、魚介類（うなぎ目魚類に限る）、魚介類（すずき目魚類に限る）、魚介類（その他の魚類に限る）、魚介類（貝類に限る）、魚介類（甲殻類に限る）、その他の魚介類及びちみつに残留するプロチゾラムの量の限度並びに米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、だいこん類の根、かぶ類の根、その他のあぶらな科野菜、たまねぎ、にんにく、その他の野菜、その他のスパイス、その他のハーブ、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、乳、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分、鶏の卵及びその他の家きんの卵に残留するプロバクロールの量の限度については、公布の日から六月以内に限り、なお従前の例によることができる。

平成二十八年四月四日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第1のAの6中「**（三）**」を「**（三）**」に改め、同6の(1)の表のアシベンゾラルS－メチルの項を次のように改める。

アシベンゾラルS－メチル		
米		0.1ppm
小麦		0.05ppm
大麦		0.05ppm
ライ麦		0.05ppm
とうもろこし		0.05ppm
そば		0.05ppm
その他の穀類		0.05ppm
クレソン		0.3ppm
はくさい		1ppm
キャベツ		1ppm
芽キャベツ		1ppm
ケール		1ppm
こまつな		1ppm
きょうな		1ppm
チンゲンサイ		1ppm
カリフラワー		1ppm
ブロッコリー		1ppm
その他のあぶらな科野菜		1ppm
エンダイブ		0.3ppm
しゅんぎく		0.3ppm
レタス		0.3ppm
その他のきく科野菜		0.3ppm
たまねぎ		0.1ppm
パセリ		0.3ppm
セロリ		0.3ppm
その他のせり科野菜		0.3ppm
トマト		1ppm
ピーマン		1ppm
なす		1ppm
その他のなす科野菜		1ppm
ほうれんそう		1ppm
その他の野菜		0.3ppm
いちご		0.2ppm
ブルーベリー		0.2ppm
クランベリー		0.2ppm
その他のベリー類果実		0.2ppm
バナナ		0.1ppm
その他のハーブ		1ppm

第一のAの6の(1)の表のオキサチアピロリンの項の次に次のように加える。

オキサチアピロリン	ばれいしょ	0.05ppm
	はくさい	0.2ppm
	レタス	0.5ppm
	トマト	0.3ppm
	きゅうり	0.2ppm
	ぶどう	0.5ppm

第一のAの6の(1)の表のシクロプロトリンの項の次に次のように加える。

シクロプロトリン	米	0.05ppm
	魚介類	0.4ppm

第一のAの6の(1)の表のジフェノコナゾールを次のように改める。

<u>ジフェノコナゾール</u>	米	0.2ppm
	小麦	0.1ppm
	大麦	0.1ppm
	ライ麦	0.1ppm
	とうもろこし	0.1ppm
	そば	0.02ppm
	大豆	0.05ppm
	らっかせい	0.1ppm
	ばれいしょ	0.1ppm
	てんさい	0.3ppm
	西洋わさび	0.4ppm
	キャベツ	2 ppm
	芽キャベツ	2 ppm
	カリフラワー	2 ppm
	ブロッコリー	2 ppm
	その他のあぶらな科野菜	2 ppm
	サルシフィー	0.4ppm
	チコリ	0.08ppm
	レタス	2 ppm
	その他のきく科野菜	0.6ppm
	たまねぎ	0.2ppm
	ねぎ	6 ppm
	にんにく	0.2ppm

アスパラガス	0.03ppm
その他のゆり科野菜	9 ppm
にんじん	0.2ppm
パセリ	10ppm
セロリ	10ppm
その他のせり科野菜	0.5ppm
トマト	0.6ppm
ピーマン	2 ppm
なす	0.6ppm
<u>その他のなす科野菜</u>	<u>1 ppm</u>
きゅうり	0.7ppm
かぼちゃ	0.7ppm
すいか	0.1ppm
メロン類果実	0.05ppm
オクラ	0.6ppm
未成熟えんどう	0.7ppm
未成熟いんげん	0.7ppm
しいたけ	0.6ppm
その他のきのこ類	0.6ppm
その他の野菜	0.7ppm
なつみかんの果実全体	0.6ppm
レモン	0.6ppm
オレンジ	0.6ppm
グレープフルーツ	0.6ppm
ライム	0.6ppm
その他のかんきつ類果実	0.6ppm
りんご	0.8ppm
日本なし	0.8ppm
西洋なし	0.8ppm
マルメロ	0.8ppm
びわ	0.5ppm
もも	0.2ppm
ネクタリン	0.7ppm
あんず	1 ppm
すもも	0.3ppm

うめ	3 ppm
おうとう	3 ppm
いちご	2 ppm
ぶどう	4 ppm
かき	0.7ppm
バナナ	0.1ppm
パパイヤ	0.2ppm
アボカド	0.5ppm
マンゴー	0.07ppm
パッションフルーツ	0.05ppm
その他の果実	2 ppm
ひまわりの種子	0.02ppm
ごまの種子	0.1ppm
なたね	0.1ppm
その他のオイルシード	0.1ppm
ぎんなん	0.03ppm
くり	0.03ppm
ペカン	0.03ppm
アーモンド	0.03ppm
くるみ	0.03ppm
その他のナッツ類	0.03ppm
茶	15ppm
その他のスパイス	0.6ppm
その他のハーブ	35ppm
牛の筋肉	0.2ppm
豚の筋肉	0.2ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.2ppm
牛の脂肪	0.2ppm
豚の脂肪	0.2ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2ppm
牛の肝臓	2 ppm
豚の肝臓	2 ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	2 ppm
牛の腎臓	2 ppm
豚の腎臓	2 ppm

その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	2 ppm
牛の食用部分	2 ppm
豚の食用部分	2 ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	2 ppm
乳	0.02ppm
鶏の筋肉	0.01ppm
その他の家きんの筋肉	0.01ppm
鶏の脂肪	0.01ppm
その他の家きんの脂肪	0.01ppm
鶏の肝臓	0.01ppm
その他の家きんの肝臓	0.01ppm
鶏の腎臓	0.01ppm
その他の家きんの腎臓	0.01ppm
鶏の食用部分	0.01ppm
その他の家きんの食用部分	0.01ppm
鶏の卵	0.03ppm
その他の家きんの卵	0.03ppm

第一のAの6の(1)の表のトリアファモン項の次に次のものが追加される。

トリアファモン	米	0.05ppm
---------	---	---------

第一のAの6の(1)の表のノルフロキサシン項の次に次のものが追加される。

ノルフロキサシン	豚の筋肉	0.02ppm
	豚の脂肪	0.02ppm
	豚の肝臓	0.02ppm
	豚の腎臓	0.02ppm
	豚の食用部分	0.02ppm
	鶏の筋肉	0.02ppm
	鶏の脂肪	0.02ppm
	鶏の肝臓	0.02ppm
	鶏の腎臓	0.02ppm
	鶏の食用部分	0.02ppm

第一のAの6の(1)の表のフルオキサストロビン項の次に次のものが追加される。

フルオキサストロビン	ばれいしょ	0.01ppm
	いちご	2 ppm